生徒心得

Ⅰ．生活細則

1.登下校について

（1）登校は所定の時刻に遅刻しないようにし、余裕を持って登校する。下校は特に用事がない場合は、速やかに下校する。部活動・生徒会活動・補習等に出席する場合は、顧問や担当教員の指示に従う。

（2）登下校時は交通規則や、公共のマナーを守る。

（3）自転車通学は許可制である。自宅から学校までの通学者が対象で、「自転車通学許可願」を提出し、本校指定のステッカーを購入し、自転車の所定の場所に貼る。道路交通法を遵守して乗車する。ヘルメットは怪我防止の観点から着用するように努める。自転車は校内駐輪場の所定の位置に駐輪し施錠する。

2．校内での生活について

（1）欠席・遅刻・早退について

ア．８時４０分から帰りの SHR 終了まで（掃除がある場合は掃除終了まで）外出は不可である。

イ．欠席・遅刻・早退する場合は、朝８時００分から８時３０分までに保護者から学校に連絡してもらう。

ウ．遅刻した場合は、「遅刻証明書」に所定の内容を記入し教科担任に提出する。

エ．早退する場合は必ず所定の届出用紙に記入の上担任に申し出る。

オ．やむを得ぬ事情で放課前に外出する場合は担任に「外出許可証」を発行してもらう。

（2）授業について

ア．授業は教科担任の指示に従う。

イ．教室移動は速やかに行い、各始業時刻に遅れないように注意する。

ウ．放送・掲示及び classroom 等による指示に注意する。

（3）アルバイトについて

アルバイトは平常も長期休暇中も原則として禁止する。ただし、諸般の事情からこれを行う場合、職種、安全性、学習への影響などの見地から充分検討し、事前に保護者より、所定の「アルバイト届」を提出してもらう。アルバイトにあたっては、その責任は保護者が負う。

（4）旅行について

具体的な旅程を明記すること、保護者の同意があることを確認し「旅行届」を提出する。

（5）学校施設の使用について

ア．学校施設を使用する場合は許可を得た上、破損などしないように注意する。

イ．校具、器具などを使用する場合は教員の許可を受け使用後は必ず所定の場所に戻す。

ウ．施設、器具等を誤って破損、汚損、紛失した場合はすぐ教員に申し出で指示を仰ぐ。なお、故意に破損、汚損した場合は金額を弁償の上、学校より指導がある。

エ．その他、校内で何かする場合は、担当教員に報告・許可を得る。

（６）挨拶、言葉遣いについて

ア．挨拶を心掛ける

イ．正しい言葉遣いを心掛ける

（７）服装について

ア．制服は清潔で品位のある着用をすること。

機能性の面から、制服として女子のスラックスの着用を認める。

夏服期間：６月１日～９月３０日 ベスト等可

冬服期間：１０月１日～５月３１日 ブレザー着用

ただし、前後一ヶ月の移行期間を設ける。（５月１日～１０月３１日まで夏服可）

イ．Ｙシャツについて

白の無地であれば、メーカーは問わない。

ウ．ポロシャツについて

夏季の服装とする。始業式などを含む集会で着用してもよい。

女子はポロシャツ着用時にはベストは着用しなくてもよい。

ブレザーの中にポロシャツを着用してはいけない。

エ．ベストについて

女子は冬季のセーター着用時以外は、ベストを着用しなければならない。

男子の着用は任意である。

オ．ネクタイ、リボンについて

冬服着用時期の式の時は、必ず着用すること。スラックスを着用する時は、ネクタイを着用する。スカートを着用する場合はリボンを着用する。

カ．スカートは改造しないこと。長さは膝頭中央とし、裾のマークが確認できること。また、スカートの下にジャージなどを着用してはならない。

キ．体育の授業時間は、所定の体育着に着替える。通常の授業は制服で受けなければならない。

ク．登下校の際の履物は、革靴、又はスポーツシューズとし、サンダル、ヒール等は禁止する。

ケ．校内においては、上履、下履それと体育館履を明らかに区別すること。

コ．やむをえず制限以外を着用する時は、「異装許可願」を担任に提出し周知してもらう。

サ．コートについて

通学に相応しいもの（ダッフルコート、ピーコート、スクールコート、ダウンコート、ダウンジャケット等）とし、色は紺、黒、灰、茶系の無地とする。

革またはこれに類するもの、ジャンパー類は禁止する。

制服の上に着用する。登下校時に着用するものであるから、校内では着用しない。

シ．ソックスについて

ソックスの色は紺、黒、白、灰、茶系とする。ルーズソックス、レッグウォーマー等は禁止。膝下のハイソックスまでは可とする。

＊服装については別表を参照

（8）頭髪・化粧・装飾品について

頭髪や肌は清潔を保ち、化粧や加工を加えないこと。

ア．パーマ・脱色・染色・エクステ・ウィッグ等は禁止する。
ライン・過度な刈り上げ・巻髪等は禁止する。
上記以外の状態が見られた場合は、その都度確認する。
進路指導（就職・推薦入試など）にいつでも対応ができるよう、清潔感のある頭髪・服装であることが基本である。

イ．化粧（アイプチを含む）・タトゥー（刺青）を禁止する。

ウ．ピアス・ネックレス等の装飾品の着用を禁止する。

エ．カラーコンタクト等の着用を禁止する。

（9）所持品について

ア．所持品には、すべて記名して各自の責任で保持・管理する。

イ．必要以上の金銭や学習上に不必要なものは所持しない。

ウ．金銭・金品は貸借しない。

エ．盗難にあったり、物品を拾得又は紛失した時は、直ちに担任に届け出る。

オ．体育の時間等で教室から移動する際、貴重品は各自鍵を掛けてロッカーに保管するか、教員の指示に従い、活動場所まで持参する。

（１０）校外生活について

本校生徒であること自覚して、マナー・ルールを守って行動する。

（１１）喫煙・飲酒について

ア．絶対に喫煙・飲酒はしてはならない。

イ．いかなる理由があっても、たばこ・電子たばこ・電子シーシャに関するもの（たばこ、ライター、マッチ、カートリッジなど）を所持してはならない。

（１２）薬物について

薬物・シンナー類には絶対に手を出してはいけない。

（１３）携帯電話について

授業中は携帯電話の電源を切り、ロッカーまたはカバンの中にしまう。使用については「飯高ルールスマホ編」を遵守すること。

（１４）整理・整頓・清掃について

ア．常に校舎内外の整理・整額に努め、清掃はHRの分担区域を担当教員の指示に従い実施する。

イ．清掃用具はHRで責任をもって保管する。

ウ．ゴミの分別、リサイクルを意識し、環境保全に努める。

（１５）各所届け出の提出について

届け出は、校内生活に関するもの、学業成績に関するもの、保健衛生に関するものなど、多岐にわたる。

必要な書類はその都度関係教員の指示に従い提出する。

（１６）バイク及び交通関係について

「飯能高校自動二輪車等の交通交全に関する指導要項に基づく規定」

１.趣旨

この規定は、平成３０年９月２５日付け通知「飯能高校自動二輪車等の交通安全に関する指導について」・「原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自動二輪車等」という）の運

転免許取得等について」・「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項」に基づき、本校の実情に応じて定めるものである。

２.目的

本指導要項（本規定）は、飯能高校生の自動二輪車等の交通安全に関する基本的な事項について定め、飯能高校生の生命を守り、充実した高校生活を通じて高校生の健全育成を目指すことを目的とする。

３.基本方針

（１）自動二輪車等の免許取得、購入及び運転を希望する生徒は、学校に申し出るとともに、別に定める所定の手続きにより届け出ること。なお、生徒は運転免許取得等により、学校生活に支障をきたすようなことはあってはならない。

（２）自動二輪車等による通学は禁止する。しかし、次のいずれかの場合に限り、校長が許可をすることがある。

ア．通学に関し利用できる適当な交通機関がなく、かつ遠距離のために、自転車通学が困難である場合。

イ．その他特に校長が必要と認める場合。

ウ．通学に使用できる自動二輪車等は、原則、原動機付自転車（排気量 50cc 以下）。

（３）運転免許を取得した生徒は、県教育委員会が主催する自動二輪車等の交通安全教習を受講しなければならない。

（４）自動二輪車等を運転する生徒は初心運転期間を終了しても他者を同乗させてはいけない。また、運転しない生徒も、他の生徒が運転する自動二輪車等に同乗してはならない。

４．自動二輪車等の運転免許取得に関する手続き

＊自動二輪車等の運転免許取得を希望する生徒は、以下の手続きを取ること。

（１）自動二輪車等の運転免許取得を希望する生徒は「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」（様式１）を校長宛に提出する。

（２）様式１が提出された場合は、学校は当該生徒との面談を行い、免許取得の理由を確認するとともに、交通社会の一員となる自覚や、高校生としての本分について説明し、交通安全意識の向上を計る。

（３）学校は面談等を実施した後に、様式１に収受印を押して生徒に交付する。

（４）生徒は様式１を受理後、自動輪等の免許を取得する。

（５）生徒は自動二輪等の免許を取得後、速やかに様式１に運転免許証の写しを添付して、校長宛に提出する。

５．自動二輪の購入等に関する手続き

（１）原動機付自転車を購入及び譲渡等により取得した生徒は「原動機付自転車購入等報告書」（様式２）を校長宛に提出する。

（２）自動二輪車を購入及び譲渡等により取得した生徒は「自動二輪車購入等報告書」（様式３）を校長宛に提出する。

６．自動二輪車等の運転免許に関する手続き

（１）原動機付自転車を運転する生徒は、「原動機付自転車運転成約書」（様式４）を校長宛に提出する。

７．通学に関する手続き及び「統一許可書」の貼り付け

（１）原動機付自転車で通学する必要のある生徒は、年度毎に「原動機付自転車通学許可願」（様式６）を校長宛に提出する。

（２）校長は、様式６を審査の上、許可する場合は「原動機付自転車通学許可書」（様式７）を交付する。

（３）上記手続きを経て、生徒が運転する自動二輪車等には、別に定める「統一許可証」（ステッカー）を常時貼り付けておく。

８．その他

（１）所定の手続きを経て、関係書類を提出した生徒でも、学校行事や部活動等での使用は禁止する。違反した生徒は、学校より指導を受けることがある。

（２）当該生徒が 18 歳未満の場合は、生徒及び保護者との面談、関係書類への保護者の署名を必要とする。なお、成年年齢に達した生徒については、必要に応じて家族等との面談や関係書類への署名を求める。

服　装　規　定	
基準	夏服：女子 → 指定ベスト着用（白・グレーどちらでも可） 男子 → 指定ベスト着用可（白・グレーどちらでも可） リボン・ネクタイは着用しなくてもよい。ポロシャツも着用可。 冬服：ブレザー・指定セーターを着用。リボン・ネクタイも着用。 女子は制服としてスラックスを着用してもよい。その場合はネクタイを着用する。
登下校	夏服：女子 → 必ず指定ベスト着用（白・グレーどちらでも可）、ポロシャツも着用可。 冬服：ブレザー・指定セーター・ベスト着用。ブレザーは気温に応じて着用しなくてもよい。ただし、必ず持参すること。
式	夏服：リボン・ネクタイは着用しなくてもよい。ポロシャツも着用可。 冬服：リボン・ネクタイ・ブレザー着用。
授業時	体育の授業以外は必ず制服で受ける。ブレザーを脱ぎ、ベスト・セーターで授業を受けてもよい。 膝掛けを腰に巻いて歩くことは禁止。使用は教室のみ。 ブレザー着用時はリボン・ネクタイも着用する。
その他	スカートの下にハーフパンツ・ジャージを着用してはいけない。スタートの長さは膝頭中央が基準。 スカート着用時、ベルトやサスペンダーなどを着用してはいけない。 ポロシャツは夏季の服装とする。ポロシャツは始業式などを含む集会でも着用してよい。 女子はポロシャツ着用時にベストは着用しない。ブレザーの中にポロシャツを着用してはいけない。